

庁舎建設特別委員会会議録

平成26年2月14日(金)

(開 会) 14:00

(閉 会) 14:47

案 件

1. 庁舎建設に関することについて

委員長

大変、年も改まりまして、時間がかかりましたけど、ただいまから庁舎建設特別委員会を開会をいたします。「庁舎建設に関することについて」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:08

委員会を再開いたします。

それでは、事前に配付をしておりました資料の説明を求めます。

庁舎建設対策課長

お忙しいところ、ご迷惑をおかけします。事前に配付させていただいております資料について順次説明をさせていただきます。

まず、資料1、資料2につきましては、前回の委員会におきまして要求のありました資料でございます。

1つ目の資料1「新庁舎建設工事設計 技術提案書 項目別一覧表」、A3の縦版でございます。資料の内容といたしましては、プロポーザルの提案の段階から、11月1日にお示ししております基本設計案までの提案内容の採択の可否、変更点の一覧表でございます。設計者からの「提案内容」を左の列の提案内容の欄に全部の項目について列記いたしまして、「反映結果」の列にその反映の是非を、計画どおりの場合は、一部変更の場合については、全部変更の場合については×で表記いたしまして、右の列に、その理由を記載している表でございます。

ほとんどの提案につきましては、提案どおりでございますので、変更の項目についてのみ説明させていただきますと、黄色で中段に×印がついております。提案では「日常生活と結びついた市民交流拠点プリズムホール」という提案につきまして説明いたしますと、理由欄に記載しておりますとおり、提案では新飯塚地区の中心として日常生活と結びついたコンビニとレストランを三角形のプリズムホールと称しました独立した張出の部分の1階と2階に配置しまして、2階フロアは会議室群及び市民ギャラリーとする提案でございましたが、本市の基本計画におきまして、1階(低層階)に税申告、期日前投票等の行政目的と合わせまして、市民が活用できる庁舎、市民交流スペース等が整備され、施設が有効に活用できる庁舎としておりますことから、1、2階双方を行政目的、イベント、ギャラリー、市民活動等のスペースとしまして、その用途を多目的に利用できるホールとしまして、張出部分の前面に配置いたしております。

この建物のポイントでありますこの張出部分を、独立化した1階コンビニ、2階レストランという形に特化し、市民ギャラリーの部分の一角とする提案より、多目的ホールとして前面に出し、行政目的のみでなく、市民ギャラリー等閉庁時にも活用できるスペースにした方が、より主旨に合致するものと考えまして変更したものでございます。

その形状につきましても、内部の使い勝手と効率性、工事中の通路の確保等から、三角形を四角形としたものでございます。

そのことによりまして、次ページの4行目にも×印が付いておりますけれども、2階のレストランの提案につきましては、8階に食堂として上げたものでございます。

以上の主な2点の変更から派生します関連項目の部分が、箇所のとおりとなっておりますけれども、設計者の提案から一部変更となっている部分でございますけれども、その他につきましては基本計画にそったものでありますため、そのほとんどは提案どおりの設計案となっております。

資料の1についての説明は以上ですけれども、3ページにですね、技術提案の段階から基本設計案への1、2階の平面図上の変更点のみを図化したしております。

左が設計者からの技術提案書、右側が、これ平成25年の11月1日時点の表記でございますけれども、基本設計案です。左下の図の の会議室群予定のスペースに右下の図の のとおり保護部署を配置しまして、会議室群を西側へ移動しまして、 の市民ギャラリー（多目的スペース）を右側の1階の 、2階の の四角形としました多目的ホールへ移動したものでございます。以上が一つ目の資料1になります。

次に、資料2、タイトルが「事業費等消費税増税影響額試算表」でございます。

資料の内容でございますけれども、消費税が8%から10%に上がった場合の影響額についての資料でございます。

一番上の が事業費、 が建設時当時の財源、 が将来負担となります償還費、 が将来負担も含めた全体事業費を記載しておりますが、「基本計画A」の太枠の列が基本計画に表記いたしております消費税5%の積算でございます。真ん中の太枠の列の「計画スケジュールB」、これが現行どおりのスケジュールですすめた場合、基本計画上の事業費が消費税増税の影響でどのようになるかを積算したものでございます。平成27年4月以降C、この太枠の欄が本体工事の契約自体が平成27年の4月以降となった場合の消費税10%に予定通りになった場合の同様の基本計画上の事業費の影響額でございます。

事業費の表の一番下、「合計（イ）」の欄のとおり、基本計画での消費税5%での事業費は79億5400万円でございますけれども、これがスケジュールどおり平成26年度中の工事発注契約となりました場合は、消費税3%の増税の影響で全体事業費として82億300万円となりまして、2億4900万円の増額となります。

本体建設工事がC、平成27年4月以降となりました場合、さらに2%の増額の影響を受けますので、一番下の欄のとおり83億1800万円となりまして、さらに1億1500万円の増額となります。

そのことによりまして、財源の欄では、合併特例債および一般財源を多く使用することになりまして、一番下の の全体事業費の表で、平成27年度以降の工事契約となりました場合につきましては、将来負担を含めた全体総事業費で1億5600万円、総一般財源で5100万円の増額となります。

以上が前回の委員会におきまして資料要求のありました資料でございます。

次に、前回の11月1日の特別委員会におきまして、いろいろご意見をいただきました。

その後、2階の多目的ホールを含めまして、利用方法につきまして再考させていただきまして、ご意見の中では2階の張出部分にレストランの設置といった意見、8階の食堂の廃止等の意見が出ておりましたが、ご指摘の主旨は、技術提案テーマの「まちづくりの拠点として求められる庁舎」としてのテーマ内容から逸脱しているのではないかというご指摘かと思えます。

先ほどから説明いたしておりますとおり、目的とするところは設計者の提案、本委員会でのご意見と差異はないものと考えておりますが、確かに、表記の不足、説明不足、また、1、2階フロアの利活用形態等に十分とは言い難い面もありましたので、その反省の上で一部配置計画を含めて基本設計案を変更いたしております。

資料3をお願いします。

表紙に青枠で前回からの変更点を列記いたしますと同時に、表記内容についても青枠で囲っております。表紙をめくっていただきまして、1ページに基本方針が記載されておりますが、基本方針の中で、「4、環境にやさしい庁舎」、「5、災害に強い庁舎」につきましては、前回におきましても、今回お出ししております、ページ数で言いますと、3ページの後半から5ページのとおり表記をされておりますけれども、「1、シンプルでわかりやすい庁舎」、「2、市民のシンボルとしての庁舎」、「3、変化し続ける庁舎」、この表記につきましては、不十分な点がございましたので、今回お配りしております案の2ページから3ページにかけまして追加をいたしております。

概略を説明させていただきますが、まず、2ページの「1、シンプルでわかりやすい庁舎」では、建設予定敷地の特性を有効に活用しまして、コンパクトで視認性の高い庁舎とすることとし、1階は正面玄関から入ると、正面に総合案内のあるわかりやすいアプローチ、そして、わかりやすいエレベータの配置、各階は拘置所のある北側にコア部分を配置しまして、中央の吹抜け、エコポイドを囲むコの字型に執務空間を配置しまして、各フロアを同様な配置とすることで、シンプルでわかりやすい平面構成といたしております。また、1階では中央吹抜けを挟む形で窓口部門を集約配置しまして、その中央吹抜け、待合スペースからフロアを一望できるわかりやすい窓口とすることと明記いたしております。

右の「2、市民のシンボルとしての庁舎」では、にぎわいの小路と多目的ホール部分を張り出させることによりまして、市庁舎の顔をつくり、また、庁舎2階部分に外階段から昇降できます屋上広場を設け、前面来庁者駐車場、にぎわいの小路を含めまして回遊性を作り、1・2階多目的ホール、屋上広場、エントランスホール、2階ホール、カフェ等は、情報発信、イベント、展示、ギャラリー等、一体的に利用可能な市民協働（にぎわい）スペースとすることとし、市民、産学、各種団体等との活動拠点の空間としまして、幅広い市民活動をサポートすることを明確にいたしております。

3ページ「3、変化し続ける庁舎」では、執務空間をコの字型のオープンフロアとすることによりまして、業務形態の変化等に柔軟に対応可能な自由度の高い平面形状としまして、構造体・外装・設備幹線ルート等と、仕切り壁や設備機器等を区分することによりまして、改修・更新が容易で時代のニーズに対応可能な構成、横文字で書いておりますけれども、スケルトン・インフィルにより変化し続ける長寿命庁舎とすることを明記いたしております。

以上が表記の追加でございまして、飛びまして、10ページの2階の平面図をお願いします。

2階の平面計画では前回の案から会議室群を一部縮小しまして、厨房を設置し、西側にテラスを設けまして、カフェコーナーの拡充を図っております。

それから飛びまして、13ページの右側の8階でございます。8階の食堂につきましては、ご意見として、食堂の廃止や面積の過大というようなご意見がございましたが、基本計画にも記載しておりますけれども、来庁者及び職員のための食堂は必要と考えております。

規模につきましては、確かに現食堂の利用状況を調査しますと、ちょっと過大という面がございましたので、席数を75程度に縮小し、それによりまして倉庫等のスペースを調整させていただいております。

以上が変更点でございますけれども、6ページに戻っていただきまして、2階の部分が一部、新ルーム、MRという表記がされておりますけれども、一部変更によりまして、延床面積が前回、その合計面積が1万8495平米でございましたけれども、今回そのところの変更によりまして、約10平米、最終的な延床面積が1万8505平米となっております。

以上が基本設計の前回11月1日以降に基本計画案として、お出ししました案からの主な変更点でございます。

次に、資料4につきましては、以上のような市民活動、協働スペースを念頭におきましてのセキュリティ計画でございますけれども、休日等の1、2階の市民協働スペースの利活用を念頭におきまして、執務室等とはシャッター等により区画できるような計画といたしております。

以上が配付させていただいておりました資料でございます。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に関する質疑を含め、議題全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

確認ですけれど、2階のカフェ部分が、席が62席になっておるといことですよ、厨房を設けて、会議室を減らして、できるだけここに市民の方が集っていただくような形に変えたということだと思いますけれど、もともとカフェのこの席は何席であったのを、今回62席に変更したんでしょうか。

庁舎建設対策課長

前回、そこに並んでおります会議室、現在4つ並んでおりますけれども、これを前回提出しました案では5室並べておまして、カフェコーナーの席数が20席でございます。今回、会議室群の一部を減らしまして、カフェコーナーを拡充しまして、62席に拡充いたしております。

道祖委員

厨房をつけたということは、それなりのものができるというふうに、厨房がついてるということはそれなりの料理ができるというふうに理解しますけど、そのとおりですよ。その返事をください。それと8階の食堂については、前は117席あったやつを厨房も若干小さめにして、席も75席にしたというふうに、職員も使える、使うけれど、市民が8階まで上がってくるにはちょっといろいろ支障があるんじゃないかというような意見があったから、そういう勘案して規模を小さくしたというふうに理解しますけど、そのとおりですか。

庁舎建設対策課長

先ほどの2階の厨房につきましてもいま委員が言われるとおりで、前はカウンターのみ、平面にカウンターのみを設置するという予定でしておりましたけども、それ相応の厨房を設置する必要があることから、確保いたしております。8階の食堂につきましても、前回は117席でございます。現状の実情を勘案しますと、今の食堂が来てある方がだいたい70人前後ということだったので、それをベースに75席というような形で確保いたしております。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

資料の2でちょっとお尋ねします。これは私が要求しとったものですけども、最終的な結論としまして、平成27年4月以降に建設した場合の消費税の影響額は、本市、直接負担する一般財源としては5100万円余計に払わなくてはいけないということによろしいんですかね。

庁舎建設対策課長

将来負担も含めました全体事業費での一般財源を比較しますと、いま委員の言われる5100万円の増という形になります。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

江口委員

資料2です、消費税の増額についてはこのように資料が出ているんですが、昨今ずっと

言われてるのが、建設費自体の高騰であります。それに関する試算については、どのようになされておられますか。

庁舎建設対策課長

現在こういう形で、いま基本設計段階でございます。あと、中身の詳細がこれから詰める話になりますけれども、まだその具体的な積算には至っておりませんが、設計者の話ではいま委員の言われますとおり、労務単価の増、及び資材等の増で非常に厳しい、今の予定価格というのが、基本計画での金額そのものが、非常に厳しい段階になっているという回答はいただいておりますけれども、具体的な数字というのは、まだ実施設計にかかってからの段階ですので、明確な数字はまだあがっておりません。

江口委員

その話の中では、おおよその程度というのは全くお聞きされてないんですかね。

庁舎建設対策課長

金額的なものはございませんけれども、労務単価として16%アップというのが出ておりました関係で、こればかりは構造等によっても増額の差異がございますので、一概には言えないですけれども、労務単価としては16%ほどあがってますので、というような掲示でありまして、具体的な数字というのは、まだ報告はされておられません。

江口委員

労務単価に関しては16%上がってるんだけど、総事業費については、どのぐらいの見込みというのは全く聞いてないということよろしいですか。

庁舎建設対策課長

まだ報告は受けおりません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいですか。お諮りいたします。庁舎建設に関する……失礼いたしました。ほかに質疑がないようですので、次に執行部から追加で資料を提出したい旨の申し出がっており、準備しておりますので、ただいまから事務局に配付をさせます。

(事務局配付)

ただいま配付いたしました資料の補足説明を求めます。

庁舎建設対策課長

追加でお配りさせていただいております。内容について、説明をさせていただきます。2部配付をさせていただいておりますけれども、資料5 現庁舎仮設配置計画でございます。

予定のスケジュールでいきますと、平成26年度後半、今年度後半に、第1別館の解体を行うこととなりますけれども、第1別館の諸室の仮設計画が必要となりますことから、資料のとおり仮設の配置計画を予定させていただいておりますので、ご報告させていただくものです。

まず、資料5の1ページです。本館1階の平面図でございます。

右側が南側正面で、左側が北側になります。左上に、これ全部着色いたしておりますけれども、左上の当直室の横に倉庫があります。ここを第1別館1階の北側にあります清掃業者の控室に改修する予定といたしております。

それから、南棟の医療保険課前の現在キッズコーナーとしております一部に、現在3階の東棟にあります情報公開コーナーを移動する予定といたしております。

次に、2ページ飛んでいただきまして、3ページの3階でございます。先ほど説明しました1階に移動します情報公開コーナーの後を個室化しまして、現在第1別館の2階にありますレセプトの点検室を移転する予定でございます。また、現在の303号会議室、かつて中活課が

ありました部屋でございますけれども、ここに契約課を移転する予定といたしております。

右下のほうになりますけれども、電算室、情報推進課情報管理係が年末年始を利用して、穂波庁舎のほうに移転いたしておりますが、それに合わせまして、情報推進課情報広報係のほうは3階の南棟の人権同和政策課の横に移転をいたしております。

次のページが4階でございます。4階では、401会議室、402会議室をそれぞれ入札室及び入札控室に予定しております、その右側、下の西側の旧建築課の図面庫でありました部屋に情報推進課のSEの支援室にいたしております。

次の5ページ、6ページが第2別館になりますけれども、5ページの第2別館の1階、左側が正面になりますけれども、正面入ってすぐ右手の会議室を、第2別館の回りを仮設の公用車駐車場とする予定としておりますことから、管財課の公用車の配車室を、また、6ページの2階のかつて旧児童育成課のありましたスペースに管財課を移転する予定といたしております。

次の7ページが穂波庁舎の3階になりますが、上側が北側になります。北東側の旧穂波町時代に電算室のありましたスペースにサーバ室及び情報推進課情報管理係が、先ほど説明しましたが、すでに年末年始を利用して移動いたしております。

また、着色しておりますスペースに4月になりましたら、予定どおり介護保険課の認定調査員室及び高齢者支援課の地域包括支援センターを移転することといたしております。

次の8ページと9ページは第1別館の予定の移動先を表記いたしておりますけれども、倉庫・書庫等につきましては、主に、現在空いております旧穎田公民館を中心に仮保管する予定といたしております。

以上が仮設の平面の予定でございます、次に資料6新庁舎建設ローテーションイメージという横のA3判の資料をお配りさせていただいております。この資料6につきましては、駐車場を中心とした予定のローテーションの計画でございます。

1ページの左下のとおり、先ほども説明しましたけれども、第1別館の解体に伴いまして、北側公用車駐車場の公用車のほとんどをこの第2別館敷きへ移動いたします。

その後、右ページのとおりに、第1別館の解体、新庁舎建設の約2年半の間、来庁舎駐車場としましては、右肩に書いておりますけれども、195台となる予定でございます。

次のページ左側、新庁舎建設後、本館の解体および前面駐車場の整備を行いまして、前面駐車場の整備が終わりまして、左下のとおり、第2別館敷きの公用車を第3駐車場へ移動しまして、右側のとおり、第2別館の解体、公用車駐車場の整備を行いますが、その間の来庁者駐車場は171台となります。

その後、次のページに行きまして、完成しました公用車駐車場へ現第3駐車場に置いておりました公用車を戻しまして、そのあとに現第3駐車場を有料化の設備を整備したうえで、右側のとおり、最終的には来庁者駐車場は前面と現第3駐車場を合算しまして約258台となる予定でございます。

その間、市民の方々が、多少迷惑がかかるかと思っておりますけれども、事前にタイミングをみつけて周知してまいる予定でございます。

以上のように、資料5、6のとおりに、民間施設の借上げはできるだけ避けまして、既存の施設で対応することとして、費用のかからない仮設計画といたしております。

以上が仮設計画、ローテーションの概要でございます。

委員長

ただいま説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を許します。質疑はありますか。

上野委員

資料5です。資料5の保管する施設、旧穎田公民館を主にされておりますが、ほかにどのよ

うな施設と比較をされて、ここに決められたのか、教えてください。

庁舎建設対策課長

分散して保管するよりも1箇所に集中してた感じのほうが、やりやすいと思っていて、いろんな施設を、例えば庄内庁舎の旧庁舎裏の倉庫群、もしくは保健センター等の建物を考えまして、いろいろ検討しましたがけれども、一番スペース的に確保ができて、管理が行き届いていたのが、この旧頼田公民館でございましたので、ここに1極して集中する計画とさせていただいております。

委員長

旧頼田公民館は常駐している人はいるんですか。

庁舎建設対策課長

常駐の職員はおりません。

上野委員

倉庫にしていますけど、大切なものなおされるんですよね。常駐しているところで、空きスペースを利用できる場所は支所等、勘案されたんでしょうか。

庁舎建設対策課長

支所等で一つ、先ほど述べていませんけれども、多少残っておりますのが頼田庁舎の2階というのが、スペースがございましたけれども、いろいろな形での会議で使われてあるという現状もございましたので、最終的にここに至っております。管理につきましては、いま言われるとおりでございますけれども、施錠をしっかりとらして管理していく予定ではございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

上野委員

いや、きちんと人がいるところに保管すべきだと思いますし、この旧頼田公民館の周辺について、もう売却予定というか、公有地で使用しないところは売却するということになってるので、ここからもう、ここに、倉庫にすると予定で行くと平成31年度までは周りを含めて売却することができないと。もう、この土地は寝さしておくということになるので、これについてはもう一度検討をしていただく必要があると思うんですが、いかがですか。

庁舎建設対策課長

現段階で計画でございますけれども、いま行き着いているところが、ここが一番ベターじゃなかろうかというような結論でございます。委員のご指摘も、もう一度考えまして、もう一度検証はいたしますけれども、その上で、また改めてご報告はさせていただきますが、今のところそういった結論に達しておりますので、確認の上、改めてまたご報告をさせていただきます。

上野委員

しっかり検討していただいて、その検討の経過なども次回お聞きしたいと思いますので、よろしくお願しておきます。

江口委員

資料6の最後のページ、3ページに31年2月整備完了とございます。こちらのほうの右下、第2駐車場と左の2つの図では書いてある部分が、白になってるわけですね。国道沿いの駐車場なんですけど、こちらに関してはどのような形になるでしょうか。もともと都市計画にあるような都市公園っていうふうな形になるんでしょうか。

庁舎建設対策課長

ご存じのとおり、現在ここには都市公園が張りついております中で、駐車場として利用している現況でございます。ご存じのとおり基本計画の中でも、この用地につきましては、庁舎が建ち変わって、すべてができて上がるまでの間、利活用計画しなくては来庁舎の駐車場が確保できないことから利用させていただくようにしておりますが、来庁舎駐車場が整備されたあ

とにつきましての計画につきましては、現在検討中ございまして、都市公園のかぶりを外せるものかどうか、それと含めて周辺の施設の更新に伴う、ここの利活用をあわせて、1つ基本計画の中では職員駐車場の確保というのをうたっておりますけれども、いまご存じのとおり、この図面で見ただけならわかりますとおり、職員駐車場の確保ができておりません。そのところも含めまして、今後の検討課題でございますがゆえに、今の段階では白地とさせていただきます。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(な し)

それでは、質疑もないようですので、本日新たに提出された資料の検討も含めて、次回に持っていきたいと思っております。

お諮りいたします。庁舎建設に関することについては、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設に関することについては、継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。